

## 厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和元年 9 月 1 日現在)

当診療所は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### ○東北厚生局秋田事務所への届出事項

#### 1.基本診療料の施設基準

初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準 (歯初診)

#### 2.特掲診療料の施設基準

がん治療連携指導料 (がん指)

在宅時医学総合管理料 (在医総管)

歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準 (歯訪診)

クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管)

#### 3.その他の届出

酸素の購入単価 (酸素)

### ○「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」について

当診療所では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### ○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用推進について

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当診療所でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安全供給等、当診療所の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

### ○保険外負担に関する事項

#### ◆使用料等

#### ※消費税別

| 車使用料  |     | 燃料ガソリンの実費 |
|---|-----|-----------|
| 普通診断書                                       | 1 通 | 1,000 円   |
| 恩給診断書                                       | 1 通 | 3,000 円   |
| 死亡診断書                                       | 1 通 | 1,000 円   |
| 生命保険診断書                                     | 1 通 | 3,000 円   |
| 諸証明書  | 1 通 | 1,000 円   |
| 健康保険の算定方法及び老人保健の算定基準によらない使用料については、村長が別に定める。 |     |           |